

れんげの郷 介護予防訪問介護(従前の訪問介護相当サービス)
サービス料金表(利用者負担額)

	訪問型独自 サービスⅠ 要支援1・2	訪問型独自 サービスⅡ 要支援1・2	訪問型独自 サービスⅢ 要支援2
単位数 ①	1176	2349	3727
介護職員処遇改善加算Ⅱ ②	118	235	373
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ③	49	99	157
① + ② + ③ ④	1343	2683	4257
基本料金 ④×10.70	14370	28708	45549
利用料(1割負担)	1437	2870	4554

※ 小数点以下の処理上、誤差が生じることがあります。

- ☆ 早朝(午前6～8時)、夜勤(午後6～10時)は25%割増となります。
- ☆ 介護職員処遇改善加算Ⅱ(介護報酬総単位数×10%)
厚生労働大臣が定める基準に適合していると、都道府県知事が認めた、介護職員の賃金の改善を実施している指定訪問介護事業所が、利用者様に対し指定訪問介護を行った場合に発生します。
- ☆ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(介護報酬総単位数×4.2%)
2019年10月から新たに運用が開始される加算です。技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的として創設されました。
- ☆ 訪問介護初回加算(200単位)
利用者様が過去2ヶ月当該指定訪問介護事業所から、指定訪問介護のサービスを受けていない場合に発生します。
- ☆ 緊急時訪問介護加算(100単位)
居宅介護サービス計画書に位置づけられない訪問介護(身体介護中心に限る)を、利用者またはその家族等から要請を受けてから、24時間以内に行った場合に発生します。
- ☆ 当事業所の通常の事業実施地域(平塚市)以外にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費がかかります。尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から1kmごとに100円をいただきます。
- ☆ 新型コロナウイルス感染症への対応費(月の総基本単位数<上記料金表 単位数①の1ヶ月分>)×0.1%
令和3年4月から令和3年9月まで、新型コロナウイルスへの対応への評価として創設されました。